

簡易 ETC 装置ご利用時の注意事項及び対象料金所

注意事項

- ① 一般レーンに進入いただき、係員の誘導に従って停止線の位置で必ず一旦停止し、ETC 車である旨をお伝えください。
- ② 係員の指示があるまで車両を発進させないでください。
- ③ 係員が、簡易 ETC 装置により通信を行った後、係員の指示に従って車両を発進させてください(出口は ETC 走行が可能となります)。

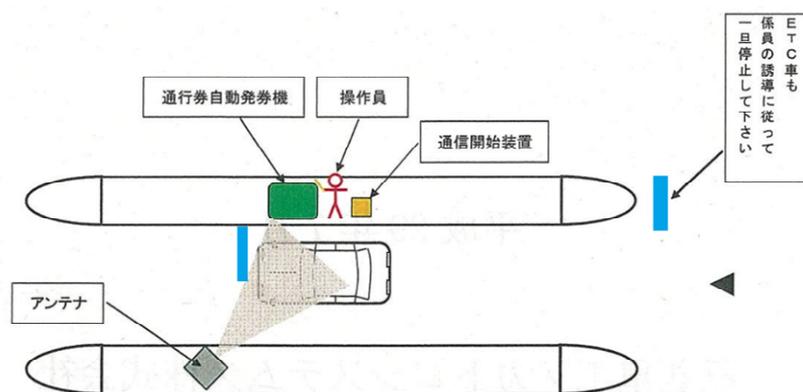
対象料金所

E30 瀬戸中央自動車道

- ・坂出北料金所の入口

E76 西瀬戸自動車道

- ・向島本線料金所の入口(西瀬戸尾道から四国方面へ)
- ・向島料金所の入口
- ・因島北料金所の入口
- ・因島南料金所の入口
- ・生口島北料金所の入口
- ・生口島南料金所の入口
- ・大三島料金所の入口
- ・伯方島料金所の入口
- ・大島北料金所の入口
- ・大島南料金所の入口
- ・今治北料金所の入口
- ・今治料金所の入口



注 トレーラーなどのけん引車両については、正しく車種判別ができないため、簡易 ETC 装置による通信が行えません。申し訳ございませんが、係員が通行券を手渡しますので、出口料金所においても一般レーンをご利用いただき、一旦停止の上、係員に通行券と ETC カードを手渡してください。